

個人県民税

県税のしおり
令和7年度

県の仕事に必要な経費を、広く県民のみなさんに負担していただくという考え方で設けられているもので、「会費」のような性格を持った税金です。

県民税には、一定の額が課される均等割と、前年中の所得について課される所得割とがあります。

また、県民税と市町民税を合わせて一般に住民税と呼ばれています。

● 納 め る 人

納 税 義 務 者	均等割	所得割
毎年1月1日現在で県内に住所がある人	○	○
毎年1月1日現在で県内に事務所、事業所又は家屋敷を持っており、その所在する市町内に住所のない人	○	—

● 非 課 税

次のいずれかに該当する場合には、個人県民税は課税されません。

区 分	内 容 等
均等割と所得割が非課税	・ 生活保護法による生活扶助を受けている方 ・ 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下の方
均等割が非課税	・ 前年中の合計所得金額が市町の条例で定める金額以下の方
所得割が非課税	・ 前年中の総所得金額等が次の算式で計算した金額以下の方 35万円×(同一生計配偶者・扶養親族の数+1)+10万円+32万円 ^(※) ※同一生計配偶者や扶養親族がいない場合には、32万円の加算はありません。

● 納 め る 額

■ 均等割（年額）

区 分	標準税率 ^(※1)	超過課税 ^(※2)	計
県 民 税	1,000 円	500 円	1,500 円
市 町 民 税	3,000 円	— 円	3,000 円

※1 令和6年度から、上記の県民税・市町民税と併せて、森林環境税(国税)が年額1,000円徴収されています。

※2 平成19年度から、「ひろしまの森づくり県民税」として課税されています。(13ページ参照)

■ 所得割（年額）

◎所得割額の計算方法

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{前年の} \\ \text{所得金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{所得控除額} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{税額控除額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{配当割額控除額及び株式} \\ \text{等譲渡所得割額控除額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \end{array}$$

◎所得割の税率

区 分	税 率	
	広島市以外	広島市
県 民 税	4%	2%
市 町 民 税	6%	8%

※ 土地・建物等の譲渡所得や退職所得など分離課税されるものについては、別の方法により所得割額を算出します。

■ 所得控除

所得控除は、納税者の個々の事情により税の負担能力が異なることを考慮して、所得金額から差し引くものです。

控除の種類	控 除 額		
雑 損 控 除	次のいずれが多い方の金額 ①（損失額－保険等により補てんされた金額）－（総所得金額等×10％） ② 災害関連支出の金額 － 5万円		
医 療 費 控 除	次のいずれかを選択して算出した金額 ① 従来の医療費控除を適用する場合（限度額 200 万円） $\left[\begin{array}{c} \text{医療費} - \text{保険等により} \\ \text{補てんされた金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{総所得金額等の合計額の5\%又は} \\ 10 \text{ 万円のいずれか少ない方の金額} \end{array} \right]$ ② 医療費控除の特例を適用する場合（限度額 88,000 円） （特定一般医薬品等購入費 [※] ）－ 12,000 円 ※特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から、ドラッグストアで購入できる OTC 医薬品に転用された医薬品（スイッチ OTC 医薬品）の購入費をいいます。		
社会保険料控除	支払った金額 又は 給与や年金から差し引かれる金額		
小規模企業共済等掛金控除	支払った金額		
生 命 保 険 料 控 除	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ次の区分に応じて計算した控除額の合計額（限度額 70,000 円）		
	区 分	支払額	控除額
	平成 24 年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約）	12,000 円以下	支払額
		12,000 円超 32,000 円以下	支払額×1/2+6,000 円
		32,000 円超 56,000 円以下	支払額×1/4+14,000 円
		56,000 円超	28,000 円
	平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等（旧契約）	15,000 円以下	支払額
		15,000 円超 40,000 円以下	支払額×1/2+7,500 円
		40,000 円超 70,000 円以下	支払額×1/4+17,500 円
		70,000 円超	35,000 円
	※一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約をそれぞれ上記の計算式により計算した控除額の合計額（限度額 28,000 円）となります。ただし、旧契約に係る控除額が 28,000 円を超える場合は旧契約に係る控除額のみで計算します。		
地 震 保 険 料 控 除	次の区分に応じて計算した控除額の合計額（限度額 25,000 円）		
	区 分	支払額	控除額
	地震保険	50,000 円以下	支払額×1/2
		50,000 円超	25,000 円
	旧長期損害保険 （平成 18 年 12 月 31 日までに契約締結した一定のもの）	5,000 円以下	支払額
		5,000 円超 15,000 円以下	支払額×1/2+2,500 円
		15,000 円超	10,000 円
障 害 者 控 除	1人につき 26 万円（特別障害者は 30 万円、同居特別障害者は 53 万円）		
寡 婦 ・ ひ と り 親 控 除	区分等		控除額
	ひとり親	現に婚姻をしていない方や配偶者が生死不明などの方で、次の①～③のいずれにも当てはまる方 ①前年の合計所得金額が 500 万円以下 ②前年の総所得金額等の合計額が 48 万円以下の生計を一にする子を有していること ③事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる方がいないこと	30 万円
	寡婦	上記のひとり親に当たらない方で次の①～③のいずれにも当てはまる方 ①前年の合計所得金額が 500 万円以下 ②次のいずれかに該当すること ・夫と死別した後、再婚していない方又は夫が生死不明等の方 ・夫と離婚した後、再婚していない方で、扶養親族がある方 ③事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる方がいないこと	26万円
勤 労 学 生 控 除	26 万円		
配 偶 者 控 除	配偶者の合計所得金額が 48 万円以下の場合、次の区分に応じて控除		
	配偶者の年齢	納税者本人の前年の合計所得金額	
		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下
	70 歳未満	33 万円	22 万円 1,000 万円以下
	70 歳以上	38 万円	26 万円 13 万円

控除の種類	控 除 額				
配 偶 者 特 別 控 除	配偶者の合計所得金額が 48 万円超の場合、次の区分に応じて控除				
	配偶者の合計所得金額		納税者本人の前年の合計所得金額		
			900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
	48 万円超	100 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円
	100 万円超	105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
	105 万円超	110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
	110 万円超	115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
	115 万円超	120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
	120 万円超	125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
	125 万円超	130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
扶 養 控 除	次の区分に応じた控除額				
	区 分				控除額
	下記以外の控除対象扶養親族				33 万円
	特定扶養親族(19 歳以上 23 歳未満)				45 万円
	老人扶養親族(70 歳以上)				45 万円
基 礎 控 除	納税者本人の合計所得金額に応じて控除				
	前年の合計所得金額		控除額		
	2,400 万円以下		43 万円		
	2,400 万円超	2,450 万円以下	29 万円		
	2,450 万円超	2,500 万円以下	15 万円		
	2,500 万円超		0 万円		

■ 税額控除等

税額を算出した後にその税額から差し引くことを税額控除といい、個人県民税・市町民税には次のような控除があります。

控除の種類	内 容
調 整 控 除	合計課税所得金額
	調整控除額
	次の①、②のいずれか少ない金額の5% ^(※1) ①人的控除額の差の合計額 ^(※2) ②合計課税所得金額 ^(※3)
	200 万円超 ^(※4) {人的控除額の差の合計額－(合計課税所得金額－200 万円)} の5% ^(※1)
外 国 税 額 控 除	外国で所得税や個人住民税に相当する税金を課されたときには、一定の方法により計算された金額が控除されます。
配 当 控 除	株式の配当などの配当所得がある場合、その金額に一定の率を乗じた金額が控除されます。
住 宅 借 入 金 等 特 別 税 額 控 除 (住宅ローン控除)	所得税の住宅ローン控除の適用を受けており、所得税において住宅ローン控除可能額の金額が控除しきれなかった場合に、翌年度の個人県民税・市町民税から、次の①又は②のいずれか少ない方の金額が控除されます。 ① 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額 ② 所得税の課税総所得金額等^(※1)に5%を乗じて得た金額(最高 97,500 円^(※2)) ※1 課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額 ※2 消費税率8%又は10%で購入した住宅に平成26年4月1日から令和3年12月31日までに入居した場合、又は一定の条件を満たした住宅に令和4年中に入居した場合等は、所得税の課税総所得金額等に7%を乗じて得た金額(最高136,500円)

控除の種類	内 容	
寄 附 金 税 額 控 除	地方公共団体や一定の団体等に対して 2,000 円を超える寄附金を支払った場合、個人住民税から控除することができます。	
	寄附金の種類	寄附金税額控除額
	①地方公共団体に対する寄附金 ②広島県共同募金会、日本赤十字社広島県支部に対する寄附金 ③所得税で寄付金控除の対象となっている寄附金のうち、県・市町が指定した寄附金 ^(※4)	次の合計額 (ア) $\left\{ \left\{ \begin{array}{l} \text{①、②及び県が指定した③の寄附金の合計額}^{(※1)} \end{array} \right\} - 2,000 \text{ 円} \right\} \times 4\%^{(※2)}$ (イ) $\left\{ \left\{ \begin{array}{l} \text{①、②及び市町が指定した③の寄附金の合計額}^{(※1)} \end{array} \right\} - 2,000 \text{ 円} \right\} \times 6\%^{(※2)}$ (ウ) ^(※3) $\left\{ \left\{ \begin{array}{l} \text{①の寄附金の合計額} \end{array} \right\} - 2,000 \text{ 円} \right\} \times (90\% - \text{所得税の税率} \times 1.021)$
※1 総所得金額等の 30%が限度 ※2 広島市に住所を有する場合は、(ア)2%、(イ)8% ※3 (ウ)総務大臣の指定を受けた団体に対する寄附金(ふるさと納税)にのみ適用され、個人県民税・市町民税の所得割額の 20%が限度 ※4 広島県では、所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金のうち、県内に事務所等を有する公益法人・学校法人・社会福祉法人・認定 NPO 法人等への寄附金を個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金として指定しています。		
配 当 割 額 又 は 株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 の 控 除	県民税配当割・株式等譲渡所得割が特別徴収された所得を申告した場合には、特別徴収されている配当割額・株式等譲渡所得割額が所得割額から控除されます。	

● 申告と納税

■ 申告

3月15日までに、前年1年間の所得を1月1日現在の住所地の市町に申告する必要があります。ただし、給与所得のみの人や公的年金等に係る所得のみの方は、この申告をする必要はありません。

なお、所得税の確定申告書を提出した人についても、住民税の申告書の提出は必要ありませんが、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄の該当事項は必ず記載してください。

■ 納税

区 分	納税義務者	納付方法等
特別徴収	給与所得者	6月から翌年5月までの12回に分けて給与の支払者(特別徴収義務者)が毎月の給料から差し引いて納めます。
	特別徴収となる公的年金等受給者	4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月の6回に分けて、年金の支払者(特別徴収義務者)が老齢基礎年金等から差し引いて納めます(安芸太田町を除く。)
普通徴収	上記以外の所得者	市町から送付される納税通知書によって、通常6月、8月、10月、翌年の1月の4回に分けて納めます。

※ 退職手当については、退職手当の支払時に給与の支払者が退職手当から差し引いて納めます。